資料２

「新潟市立地適正化計画改定に関する有識者会議」開催要綱

（目的）

第１条　新潟市立地適正化計画の改定にあたり，人口減少や高齢化などの社会情勢への対応や，本市を取り巻く状況の変化を踏まえ，多分野の視点で意見交換を行いながら改定に必要な事項について検討することを目的として，新潟市立地適正化計画の改定に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

（委員構成）

第２条　会議の委員は，学識経験者・団体代表で構成する。

（委員任期）

第３条　委員の任期は，２年以内とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の在任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

（守秘義務）

第４条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長）

第５条　会議には委員長を置き，委員長は委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は，会議の進行を行う。

３　委員長が欠席の場合には，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は，必要の都度市長が招集する。

２　市長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。

３　会議は，原則公開とする。ただし，会議の内容が，新潟市情報公開条例第６条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき，又は，会議を公開することにより，公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は，会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は，都市政策部都市計画課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関して必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和８年１０月１日から施行する。